

議案第 23 号

三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり定める。

平成 28 年 2 月 19 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する 条例の一部を改正する条例

三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和
43年三田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

付則第3条第1項の表及び同条第3項の表中「0.86」を「0.88」に改め
る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例付則第3条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。